

# 配合申込書

公益社団法人 日本軽種馬協会 会長 殿

2017年(平成29年)10月18日

本申込書裏面記載事項を承諾のうえ、下記の通り「公益社団法人日本軽種馬協会種牡馬配合・種付規程」により配合を申込みます。

1. 配合申込牝馬

繁殖登録番号	(下5桁を記入)	申込牝馬名	父馬名
血統登録番号		生年:(平成・西暦) 年	母馬名

2. 第1希望種牡馬

		号
--	--	---

第2希望種牡馬

		号
--	--	---

3. 種付成績 初供用年はいつですか(2018年(平成30年)、2017年(平成29年)、それ以前)

平成29年交配種牡馬	号	1:妊(予定日:平成 年 月 日)	2:不受胎	3:流産	4:種付せず	5:生後直死	6:その他
平成28年交配種牡馬	号	1:出産(牡、牝)	2:不受胎	3:流産	4:種付せず	5:生後直死	6:その他

4. 飼養者住所

飼養者氏名

飼養者会員番号

--	--	--	--	--	--	--	--

印

5. 所有者住所

所有者氏名

所有者会員番号

--	--	--	--	--	--	--	--

所有者馬主番号

--	--	--	--	--	--	--	--

変更事項が生じた場合、記入して下さい。

変更事項	→	記入日	記入者	(印)
------	---	-----	-----	-----

配合申込書提出後に変更事項が生じた場合、所有者は、飼養者及びその関係者にその変更について委任する。

裏面に配合申込に当たってご承諾を頂く事項が記載されていますので必ずご覧下さい。この配合申込書に記載された条件により契約が成立することになりますので必要事項を正確にご記入願います。

※網かけの部分は記入されなくて結構です。

2018年(平成30年)種付分本協会種牡馬の種付について下記事項をご承諾のうえ配合申込を頂いたものといたします。(※ 下記の日付は種付年の日付とします。)

●種付条件● 2018年(平成30年)の種付条件は返還特約と受胎条件のみとなります。

種付条件		種付料支払期限	不受胎時種付料返還特約	フリーリターン特約	不受胎報告書の提出	受胎報告書の提出
<b>返還特約</b>	不受胎時、流死産時 産駒死亡時(生後30日以内)返還	4月30日 第1回種付日 }のいずれか遅い日	あり	なし	必要あり	必要あり
<b>受胎条件</b>	フリーリターン特約付き、 10月31日期限払い	9月30日現在で受胎確認後 10月31日	なし	あり	必要あり	必要あり

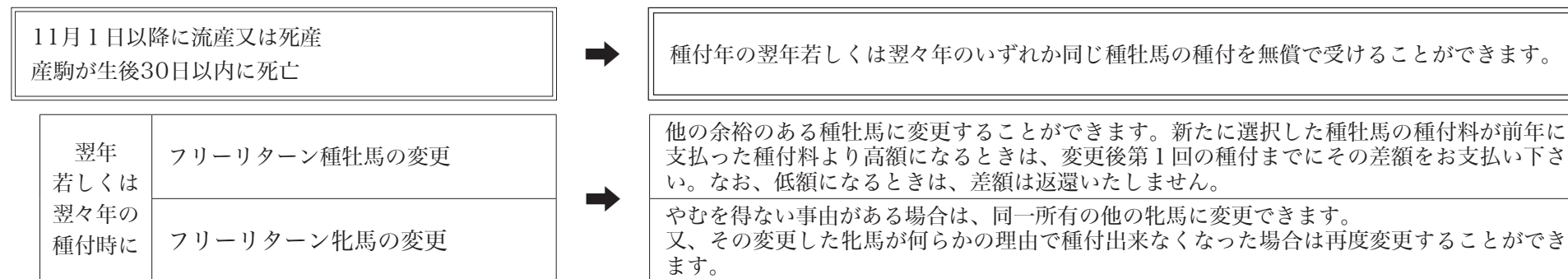
種付料が支払期限までに支払われなかった場合、種付料未払に対する措置を行います。

●不受胎時、流死産時、産駒死亡時種付料返還特約●

種付を受けた配合牝馬が種付年の9月30日現在不受胎の場合、所定の申請条件をみたしたときは既に支払った種付料を返還します。また、種付年の10月1日以降に流産、死産又はその種付による産駒が生後30日以内に死亡した場合も種付料を返還します。

●フリーリターン特約●

フリーリターン特約付きの種付条件で種付を受けた牝馬が9月30日現在で受胎の場合は別紙様式「受胎報告書」を、不受胎の場合は、別紙様式「不受胎報告書」を、種付年の10月31日までに当該種馬場に提出して下さい。



●配合の変更●

①配合牝馬の種付日において、種馬場長が種牡馬の種付が当日の可能頭数を超えたと判断した場合

➔ 他の余裕のある種牡馬に変更することができます。新たに選択した種付条件による種付料と既に支払った種付料との間に差額が生じた時、高額になる時は差額をお支払い下さい。低額となる時は差額を返還いたします。また、種牡馬を変更する場合、その牝馬の別紙様式「配合申込書」に変更事項を追記いただきます。

②やむを得ない事由により既に配合を申し込んだ繁殖牝馬を同一所有者の他の繁殖牝馬に配合を変更することを希望する場合

➔ 同一所有者の他の繁殖牝馬に配合を変更することができます。所有者の変更がある場合は、別紙様式「配合牝馬所有者変更届」を提出していただきます。